

共通仕様書(港湾編)
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	(記載なし)	25. 納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	(記載なし)	26. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	25. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。	27. 書面とは、手書き、印刷等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	26. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	28. 工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	27. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	29. 工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	28. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	30. 工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	29. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	31. 契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	30. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。	32. 工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	31. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	33. 工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	32. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	34. 電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	33. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	35. 工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	34. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。	36. 工事検査とは、検査職員が契約書第31条、第37条、第38条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	35. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	37. 同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	36. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	38. 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	37. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	39. 工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	38. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。	40. 工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	39. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	41. 工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	40. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	42. 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	41. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。	43. 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なものとされるものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	42. 工事区域とは、工場地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	44. 工事区域とは、工場地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	43. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	45. 現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	44. JIS規格とは、日本工業規格をいう。	46. JIS規格とは、日本工業規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	45. SIとは、国際単位系をいう。	47. SIとは、国際単位系をいう。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	46. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	48. 現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	47. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。	49. 「ISO」とは、品質管理・品質保証システムの国際規格をいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	48. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	50. 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-2 用語の定義	49. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。	51. 技術検査とは、工事技術検査実施要綱(平成15年3月12日付け監理第1236号)に基づくものをいい、請負代金の支払いを伴うものではない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-6 コリンズ(CORINS)への登録	1-1-6 コリンズへの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1-1-6 コリンズ(CORINS)への登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえで、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-8 工事用地等の使用	3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	3. 受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-9 工事着手	1-1-9 工事の着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	1-1-9 工事着手 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-10 工事の下請負	(2) 下請負者が山口県の工事指名競争入札参加者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。	(2) 下請負者が山口県の工事指名競争入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 調査・試験に対する協力	4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	4. 受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 調査・試験に対する協力	(記載なし)	5. 受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。 (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 (2)第1編1-1-5に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。 なお、監督職員からその内容の説明を下請負者へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負者に対し周知しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-13 調査・試験に対する協力	5. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験を行なう場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	6. 受注者は、工事現場において独自の調査・試験を行なう場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。 また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与品	1-1-17 支給材料及び貸与物件 1. 受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	1-1-17 支給材料及び貸与品 1. 受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与品	2. 受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	2. 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-17 支給材料及び貸与品	5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 また、返還に要する費用は受注者の負担とする。	5. 受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。 また、返還に要する費用は受注者の負担とする。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-24 工事完成検査	7. 受注者は、当該工事完成検査については、1-1-20第3項の規定を準用する。	7. 受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-20監督職員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 出来形検査等	5. 受注者は、当該出来形検査については、1-1-20第3項の規定を準用する。	5. 受注者は、当該出来形検査については、第1編1-1-20監督職員による検査(確認を含む)及び立会等第3項の規定を準用する。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-25 出来形検査等	7. 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受けるまでの間、工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	7. 受注者は、契約書第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に、工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-27 部分使用	1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。	1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守	<p>(2) 建設業法（平成20年5月改正 法律第28号）</p> <p>(4) 労働基準法（平成20年6月改正 法律第89号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成21年7月改正 法律第79号）</p> <p>(9) 出入国管理及び難民認定法（平成21年7月改正 法律第79号）</p> <p>(10) 道路法（平成22年3月改正 法律第20号）</p> <p>(11) 道路交通法（平成21年7月改正 法律第79号）</p> <p>(12) 道路運送法（平成21年6月改正 法律第64号）</p> <p>(13) 道路運送車両法（平成20年4月改正 法律第21号）</p> <p>(15) 地すべり等防止法（平成19年3月改正 法律第23号）</p> <p>(16) 河川法（平成22年3月改正 法律第20号）</p> <p>(17) 海岸法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(18) 港湾法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(20) 漁港法（平成12年5月改正 法律第78号）</p> <p>(21) 下水道法（平成17年6月改正 法律第70号）</p> <p>(22) 航空法（平成21年6月改正 法律第51号）</p> <p>(25) 森林法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(26) 環境基本法（平成20年6月改正 法律第83号）</p> <p>(27) 火薬類取締法（平成21年7月改正 法律第85号）</p> <p>(28) 大気汚染防止法（平成22年5月改正 法律第31号）</p> <p>(29) 騒音規制法（平成17年4月改正 法律第33号）</p> <p>(30) 水質汚濁防止法（平成22年5月改正 法律第31号）</p> <p>(31) 湖沼水質保全特別措置法（平成22年5月改正 法律第31号）</p> <p>(32) 振動規制法（平成16年6月改正 法律第94号）</p> <p>(33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成22年5月改正 法律第34号）</p> <p>(34) 文化財保護法（平成19年3月改正 法律第7号）</p> <p>(35) 砂利採取法（平成12年5月改正 法律第91号）</p> <p>(36) 電気事業法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(37) 消防法（平成21年5月改正 法律第34号）</p> <p>(38) 測量法（平成19年5月改正 法律第55号）</p> <p>(39) 建築基準法（平成20年5月改正 法律第40号）</p> <p>(42) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（平成22年5月改正 法律第37号）</p> <p>(43) 船舶安全法（平成20年6月改正 法律第53号）</p> <p>(45) 船舶安全法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(46) 自然環境保全法（平成21年6月改正 法律第47号）</p> <p>(47) 自然公園法（平成21年6月改正 法律第47号）</p> <p>(48) 雇用保険法（平成22年3月改正 法律第15号）</p> <p>(49) 労働者災害補償保険法（平成22年3月改正 法律第15号）</p> <p>(50) 健康保険法（平成22年5月改正 法律第35号）</p> <p>(51) 中小企業退職金共済法（平成18年6月改正 法律第66号）</p> <p>(52) 都市公園法（平成16年6月改正 法律第109号）</p> <p>(54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成16年12月改正 法律第147号）</p> <p>(56) 土壌汚染対策法（平成21年4月改正 法律第23号）</p> <p>(58) 駐車場法（平成18年5月改正 法律第46号）</p> <p>(61) 技術士法（平成18年6月改正 法律第50号）</p> <p>(62) 漁業法（平成19年6月改正 法律第77号）</p> <p>(63) 漁港漁場整備法（平成19年5月改正法律第61号）</p> <p>(64) 空港整備法（平成20年6月改正法律第75号）</p> <p>(65) 計量法（平成18年3月改正 法律第10号）</p> <p>(66) 厚生年金保険法（平成22年4月改正 法律第27号）</p> <p>(67) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）</p> <p>(68) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号）</p> <p>(69) 最低賃金法（平成20年5月改正 法律第26号）</p> <p>(70) 職業安定法（平成21年7月改正 法律第79号）</p> <p>(71) 所得税法（平成22年3月改正 法律第6号）</p> <p>(72) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(73) 船員保険法（平成22年5月改正 法律第35号）</p> <p>(74) 著作権法（平成21年7月改正 法律第73号）</p> <p>(75) 電波法（平成21年4月改正 法律第22号）</p> <p>(76) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成19年6月改正 法律第90号）</p> <p>(77) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成22年3月改正 法律第15号）</p> <p>(78) 農業取締法（平成19年3月改正 法律第8号）</p> <p>(79) 毒物及び劇物取締法（平成13年6月改正 法律第87号）</p> <p>(80) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正 法律第51号）</p> <p>(81) 警備業法（平成17年7月改正 法律第87号）</p> <p>(82) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成17年10月改正 法律第102号）</p>	<p>(2) 建設業法（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(4) 労働基準法（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(5) 労働安全衛生法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(6) 作業環境測定法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(8) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(9) 出入国管理及び難民認定法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(10) 道路法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(11) 道路交通法（平成24年8月改正 法律第67号）</p> <p>(12) 道路運送法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(13) 道路運送車両法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(15) 地すべり等防止法（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(16) 河川法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(17) 海岸法（平成23年5月改正 法律第37号）</p> <p>(18) 港湾法（平成24年3月改正 法律第15号）</p> <p>(20) 漁港漁場整備法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(21) 下水道法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(22) 航空法（平成23年5月改正 法律第54号）</p> <p>(25) 森林法（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(26) 環境基本法（平成24年6月改正 法律第47号）</p> <p>(27) 火薬類取締法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(28) 大気汚染防止法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(29) 騒音規制法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(30) 水質汚濁防止法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(31) 湖沼水質保全特別措置法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(32) 振動規制法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(33) 廃棄物処理及び清掃に関する法律（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(34) 文化財保護法（平成23年5月改正 法律第37号）</p> <p>(35) 砂利採取法（平成23年7月改正 法律第84号）</p> <p>(36) 電気事業法（平成24年6月改正 法律第47号）</p> <p>(37) 消防法（平成24年6月改正 法律第38号）</p> <p>(38) 測量法（平成23年6月改正 法律第61号）</p> <p>(39) 建築基準法（平成24年8月改正 法律第67号）</p> <p>(42) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（平成24年9月改正 法律第89号）</p> <p>(43) 船舶安全法（平成24年9月改正 法律第87号）</p> <p>(45) 船舶安全法（平成24年9月改正 法律第89号）</p> <p>(46) 自然環境保全法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(47) 自然公園法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(48) 雇用保険法（平成24年3月改正 法律第9号）</p> <p>(49) 労働者災害補償保険法（平成24年8月改正 法律第63号）</p> <p>(50) 健康保険法（平成24年8月改正 法律第67号）</p> <p>(51) 中小企業退職金共済法（平成23年4月改正 法律第26号）</p> <p>(52) 都市公園法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(54) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(56) 土壌汚染対策法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(58) 駐車場法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(61) 技術士法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(62) 漁業法（平成23年5月改正 法律第35号）</p> <p>(63) 空港整備法（平成23年8月改正法律第105号）</p> <p>(64) 計量法（平成23年8月改正 法律第105号）</p> <p>(65) 厚生年金保険法（平成24年8月改正 法律第63号）</p> <p>(66) 航路標識法（平成16年6月改正 法律第84号）</p> <p>(67) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成14年2月改正 法律第1号）</p> <p>(68) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(69) 職業安定法（平成24年8月改正 法律第53号）</p> <p>(70) 所得税法（平成24年3月改正 法律第16号）</p> <p>(71) 水産資源保護法（平成22年6月改正 法律第41号）</p> <p>(72) 船員保険法（平成24年9月改正 法律第87号）</p> <p>(73) 著作権法（平成24年6月改正 法律第43号）</p> <p>(74) 電波法（平成23年6月改正 法律第74号）</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（平成24年4月改正 法律第27号）</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（平成23年5月改正 法律第47号）</p> <p>(78) 農業取締法（平成19年3月改正 法律第8号）</p> <p>(78) 毒物及び劇物取締法（平成23年12月改正 法律第122号）</p> <p>(79) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年5月改正 法律第51号）</p> <p>(80) 警備業法（平成23年6月改正 法律第61号）</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成24年6月改正 法律第42号）</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成23年12月改正 法律第122号）</p>

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-32 諸法令の遵守	3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員と協議しなければならない。	3. 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には すみやかに 監督職員と協議しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-33 官公庁等への手続等	3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面の 写し を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。	3. 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-35 工事の測量	1. 受注者は、工事着手後速やかに自らの費用で設計図書に示された、または監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量、測量標(仮BM)、工用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1. 受注者は、工事着手後 直ちに 自らの費用で設計図書に示された、または監督職員の指示する水準点、多角点等を使用して、工事施工に必要な基線測量、法線測量、水準測量、水深測量、測量標(仮BM)、工用多角点設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 不可抗力による損害	2. 契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	2. 契約書第29条第1項に規定する「 設計図書で基準を定めたもの 」とは、次の各号に掲げるものをいう。 (4) 河川沿いの施設にあたっては、河川の はん濫 注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-37 不可抗力による損害	3. 契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。	3. 契約書第29条第2項に規定する「 受注者 が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるものとされるものをいう。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-39 保険の付保及び事故の補償	4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	4. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び 厚生年金保険法 の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則 1-1-40 臨機の措置	1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。	1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。 また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を 直ちに 監督職員に 通知 しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-2 現場管理	3. 受注者は、工事の施工にあたり一般工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	3. 受注者は、工事の施工にあたり一般工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)、 最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号 」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号、 最終改訂平成23年7月13日付け国総環第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は 、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、 あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業 により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-9 環境保全	7. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達に関する法律(平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。)」第6条で定めた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定められた特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	7. 受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律(平成12年法律第100号、「グリーン購入法」という。)」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、 その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用することに際して必要となる設計図書の変更 については、監督職員と協議するものとする。

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	4. 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を 所定の様式に基づき 作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	4. 受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第2節 施工管理 1-2-10 建設副産物	5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を 所定の様式に基づき 作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	5. 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1. 受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運 航 指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	10. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改定 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。	10. 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改 正 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。
第1編 共通編 第1章 総則 第3節 安全管理 1-3-1 適用	21. 監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	21. 監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改 正 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる もの として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
第1編 共通編 第2章 材料 第8節 セメントコンクリート製品 2-8-1 一般事項	2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練りませ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2. セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、 練混ぜ 時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	1. (2)ゴムは、耐老化性、耐海水性・耐オゾン性を有し、更に表面に使用するゴムは、耐摩耗性を有しなければならない。	1. (2)ゴムは、 耐老化性、耐海水性・耐オゾン性、耐摩耗性等を有しなければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	3. (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251-2004 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-2006 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方」「JIS K 6257-2003 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-熱老化特性の求め方」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び圧縮永久ひずみ試験は、次の方法によらなければならない。	3. (2)物理試験は、「表2-8ゴムの物理的性質」の試験項目を「JIS K 6250ゴム-物理試験方法通則」「JIS K 6251 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-引張特性の求め方」「JIS K 6253-3 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-硬さの求め方」(デュロメータ硬さ)」「JIS K 6257:1993 加硫ゴムの 老化試験方法 」「JIS K 6259 加硫ゴム及び熱可塑性ゴム-耐オゾン性の求め方」によって行わなければならない。なお、硬さ、老化及び圧縮永久ひずみ試験は、次の方法によらなければならない。
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	硬さ試験(JIS K 6253) デュロメータ硬さ試験(タイプA) 老化試験(JIS K 6257) ノーマルオープン法A-2試験 試験温度 :70±1℃ +0 試験時間 :96 時間 -2	硬さ試験(JIS K 6253-3) デュロメータ硬さ試験(タイプA) 老化試験(JIS K 6257:1993) ノーマルオープン法A-2試験 試験温度 :70±1℃ +0 試験時間 :96 時間 -2

行又は項目	現行	改訂																										
第1編 共通編 第2章 材料 第13節 防眩材 2-13-1 ゴム防眩材	<p style="text-align: center;">表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">促進老化試験</td> <td>引張強さ</td> <td>加熱前値の80%以上 JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>加熱前値の80%以上 JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253</td> </tr> <tr> <td>耐オゾン性</td> <td>静的オゾン劣化</td> <td>72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	基準値	試験規格	促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上 JIS K 6251	伸び	加熱前値の80%以上 JIS K 6251	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253	耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259	<p style="text-align: center;">表2-8 ゴムの物理的性質</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験項目</th> <th>基準値</th> <th>試験規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">促進老化試験</td> <td>引張強さ</td> <td>加熱前値の80%以上 JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>伸び</td> <td>加熱前値の80%以上 JIS K 6251</td> </tr> <tr> <td>硬さ</td> <td>加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253-3</td> </tr> <tr> <td>耐オゾン性</td> <td>静的オゾン劣化</td> <td>72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259</td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	基準値	試験規格	促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上 JIS K 6251	伸び	加熱前値の80%以上 JIS K 6251	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253-3	耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259
試験項目	基準値	試験規格																										
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上 JIS K 6251																										
	伸び	加熱前値の80%以上 JIS K 6251																										
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253																										
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259																										
試験項目	基準値	試験規格																										
促進老化試験	引張強さ	加熱前値の80%以上 JIS K 6251																										
	伸び	加熱前値の80%以上 JIS K 6251																										
	硬さ	加熱前値の+8を越えないこと JIS K 6253-3																										
耐オゾン性	静的オゾン劣化	72時間後に目視でき裂発生がないこと JIS K 6259																										
第1編 共通編 第2章 材料 第19節 その他 2-19-7 溶接材	また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343 浸透探傷試験またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表(検査証明書)を監督職員に提出するものとする。	また、溶接部の品質管理方法は、JIS Z 3104 放射線透過試験またはJIS Z 2343-1,2,3,4,5,6 浸透探傷試験(浸透探傷試験方法及び浸透指示模様の種類、浸透探傷剤の試験、対比試験片、装置、50℃を超える温度での浸透探傷試験、10℃より低い温度での浸透探傷試験)またはJIS Z 3060 超音波探傷試験、ゲージ測定等により確認するものとし、試験成績表(検査証明書)を監督職員に提出するものとする。																										
第1編 共通編 第4章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 コンクリートミキサー船 4-5-3 材料の計量及び練混ぜ	3. 練混ぜ (3)受注者は、「JIS A 8603 コンクリートミキサー」に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。	3. 練混ぜ (3)受注者は、「JIS A 8603-1 コンクリートミキサー(用語及び仕様項目)」に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-13 鋼矢板工	2. 鋼矢板 (2)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	2. 鋼矢板 (2)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。 ただし、打ち込みの際はこの限りではない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-14 控工	2. 控鋼矢板 (2)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	2. 控鋼矢板 (2)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。 ただし、打ち込みの際はこの限りではない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-15 鋼杭工	2. 鋼杭 (1)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。	2. 鋼杭 (1)受注者は、矢板の運搬中及び保管中に大きなたわみ、変形を生じないように取り扱い、矢板本体、矢板継手及び塗覆面に損傷を与えてはならない。また、受注者は、矢板を2点吊りで吊り上げなければならない。 ただし、打ち込みの際はこの限りではない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-17 防食工	1. 電気防食 (1)受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮きび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	1. 電気防食 (1)受注者は、施工に先立ち陽極取付箇所の鋼材表面の貝殻及び浮きび等を除去し、素地調整(3種ケレン(S2))を行わなければならない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-3-17 防食工	2. FRPモルタル被覆 3. ペトロラタム被覆 4. コンクリート被覆 (1)受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮きび等を除去し、素地調整(3種ケレン)を行わなければならない。	2. FRPモルタル被覆 3. ペトロラタム被覆 4. コンクリート被覆 (1)受注者は、施工に先立ち鋼材表面の貝殻及び浮きび等を除去し、素地調整(3種ケレン(S2))を行わなければならない。																										
第1編 共通編 第5章 一般施工 第3節 共通的工種 5-17-4 車止・緑金物工	表5-3 塗装工程(新設) 工程:1 素地調整(2種ケレン)	表5-3 塗装工程(新設) 工程:1 素地調整(2種ケレン(S3))																										

行又は項目	現行	改訂
第1編 共通編 第5章 一般施工 第23節 維持補修工 5-23-2 維持塗装工	表5-4 塗装工程(塗装) 亜鉛メッキ面 工程:1 素地調整(3種ケレン) 亜鉛メッキを施していない既設面 工程:1 素地調整(2種ケレン)	表5-4 塗装工程(塗装) 亜鉛メッキ面 工程:1 素地調整(3種ケレン(S12)) 亜鉛メッキを施していない既設面 工程:1 素地調整(2種ケレン(S13))
第2編 港湾編 第1章 航路、泊地、船だまり ~ 第6章 臨港道路 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成24年4月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成25年3月)
第3編 海岸編 第1章 堤防、防潮堤、護岸 ~ 第5章 養浜 第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成24年4月)	第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。 海岸保全施設技術研究会編 海岸保全施設の技術上の基準・同解説 (平成16年6月) 日本港湾協会 港湾の施設の技術上の基準・同解説 (平成19年7月) 日本港湾協会 港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書 (国土交通省港湾局 平成25年3月)

施工管理基準(港湾編)
品質管理
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)品質管理 12. 防舷材	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 品質規格:JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253 JIS K 6257 JIS K 6259	区分 1)ゴム防舷材 管理項目:材質 品質規格:JIS K 6250 JIS K 6251 JIS K 6253-3 JIS K 6257:1993 JIS K 6259

施工管理基準(港湾編)
出来形管理
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 1. 共通の工種 1-10 鋼杭工	工種 2. 鋼杭 管理項目:打込記録 測定方法: 【共】第1編 5-3-15-2-(8)	工種 2. 鋼杭 管理項目:打込記録 測定方法: 【共】第1編 5-3-15-2-(9)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 均し出来形図を作成し提出	工種 1. 基礎捨石(均しを行わない面) 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 出来形図を作成し提出
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 2. 捨石本均し 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 均し出来形図を作成し提出	工種 2. 捨石本均し 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 出来形図を作成し提出
施工管理基準(港湾編)出来形管理 4. 基礎工 4-3 基礎捨石工	工種 3. 捨石荒均し 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 均し出来形図を作成し提出	工種 3. 捨石荒均し 管理項目:天端高～延長 結果の整理方法: 出来形図を作成し提出
施工管理基準(港湾編)出来形管理 13. 被覆・根固工 13-2 被覆ブロック工	工種 2. 被覆ブロック据付 管理項目:延長 測定単位: 1cm	工種 2. 被覆ブロック据付 管理項目:延長 測定単位: 10cm
施工管理基準(港湾編)出来形管理 16. 消波工 16-2 消波ブロック工	工種 2. 消波ブロック据付 管理項目:延長 測定単位: 1cm	工種 2. 消波ブロック据付 管理項目:延長 測定単位: 10cm
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目:幅、高さ、延長 測定単位: 1mm	工種 2. 鋼矢板等切断撤去 管理項目:幅、高さ、延長 測定単位: 1cm
施工管理基準(港湾編)出来形管理 22. 構造物撤去工 22-2 撤去工	工種 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 管理項目:形状寸法 測定単位: 1mm	工種 8. 鋼矢板・H形鋼杭引抜き撤去 管理項目:形状寸法 測定単位: 1cm

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)出来形管理 23. 仮設工 23-1 仮設鋼矢板工	工種 1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭 管理項目: (記載なし) 測定方法: (記載なし) 測定密度: (記載なし) 測定単位: (記載なし) 結果の整理方法: (記載なし) 許容範囲: (記載なし) 備考: 1-8-2鋼矢板 ｲ)鋼矢板を適用する。	工種 1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭 管理項目: 矢板天端高 測定方法: レベル等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数) 測定単位: 1cm 結果の整理方法: 管理表を作成し提出 許容範囲: ±10cm 備考: (削除)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 23. 仮設工 23-1 仮設鋼矢板工	工種 1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭 備考: (記載なし) 測定方法: (記載なし) 測定密度: (記載なし) 測定単位: (記載なし) 結果の整理方法: (記載なし) 許容範囲: (記載なし)	工種 1. 仮設鋼矢板・H形鋼杭 管理項目: 根入長 測定方法: レベル等により測定 測定密度: 打込完了時、20枚に1枚(H形鋼杭は全数) 測定単位: 10cm 結果の整理方法: 管理表を作成し提出 許容範囲: +規定しない -0
施工管理基準(港湾編)出来形管理 23. 仮設工 23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	工種 1. 先行掘削 備考: 1-8-1先行掘削を適用する。	工種 1. 先行掘削 備考: 1-8-1先行掘削を適用する。(任意仮設は除く)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 23. 仮設工 23-2 仮設鋼管杭・鋼管矢板工	工種 2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 備考: 1-8-2鋼矢板式 ㇀)鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。	工種 2. 仮設鋼管杭・鋼管矢板工 備考: 1-8-2鋼矢板式 ㇀)鋼管矢板及び1-10-2鋼杭を適用する。(任意仮設は除く)
施工管理基準(港湾編)出来形管理 25. 浚渫工 25-1 ポンプ浚渫工	工種 1. ポンプ浚渫 備考: 様式・出来形25-1参照 +;設計値より浅いことをいう。 +;設計値より深いことをいう。	工種 1. ポンプ浚渫 備考: 様式・出来形25-1参照 +;設計値より浅いことをいう。 -;設計値より深いことをいう。

施工管理基準(港湾編)
写真管理
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
施工管理基準(港湾編)写真管理 全般	撮影時期の「作業中」、「作業時」、「施工中」の表記	左記の表記を「 施工時 」に統一

添付資料
新旧対照表

山口県土木建築部

行又は項目	現行	改訂
添付資料 添付資料-3	<p>2. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成13年3月30日国港建第96号 港湾局長から各地方整備局長あて〕</p>	<p>2. 港湾工事等海上起重作業船団長配置要領</p> <p style="text-align: center;">〔平成13年3月30日国港建第 96号 一部改正 平成25年3月25日国港技第117号〕</p>
添付資料 添付資料-3	<p>3. 海上起重作業管理技士の配置 請負者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格した者(以下「管理技士」という。)を配置するものとする。 なお、船団長に管理技士を配置できない場合は、当該船団の本船船長としての乗船経歴を監督職員に提出し、これと同等以上の能力を有する者として承諾を得るものとする。</p>	<p>3. 船団長の配置 受注者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、10年以上の乗船実務経験と3年以上の指揮・監督経験を有する者、もしくはこれと同等以上の能力を有する者として監督職員の承諾を得た者を配置するものとする。 なお、建設業法施行規則に基づく登録海上起重基幹技能者については、上記実務経験を有する者とみなす。</p>
添付資料 添付資料-3	<p>4. 実施体制の表示 請負者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p>	<p>4. 実施体制の表示 受注者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。</p>
添付資料 添付資料-3	<p>5. 資格証書等の携行 請負者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が管理技士であること又は管理技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p>	<p>5. 資格証書等の携行 受注者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が船団長としての能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。</p>